3．引当金の計上基準
⑴　賞与引当金及び役員賞与引当金
役職員の賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。
⑵　時効保険金等払戻引当金
時効処理を行った保険金等について契約者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てております。
4．有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）を採用しております。
5．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法
政府出資の機会費用の計算に使用した利率
10年利付国債の平成27年３月末利回りを参考に0.400％で計算しております。
6．消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっております。
7．支払備金の計上根拠及び計上基準
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号）第24条の規定に基づき、支払義務が発生した保険金等のうち、まだ支出していない金額を計上しております。
ただし、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第28条第２項の規定に基づき、再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金は、積み立てておりません。

Ⅱ．貸借対照表関係
1．金融商品関係
⑴　金融商品の状況に関する事項
旧日本郵政公社から承継した貸付金については、法令等に基づく契約により、貸付金に係る業務委託先である株式会社かんぽ生命保険との間で同額・同一取引条件の借入金が計上されていることから、当法人はこれらの金融商品に係る金利変動等のリスクを実質的には負っておりません。
また、自己資金に係る資産運用については短期的な預金並びに安全性の高い国債、地方債及び政府保証債に限定しております。
⑵　金融商品の時価等に関する事項
期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
①　現金及び預金	287,954,679	287,954,679	—
②　有価証券			
満期保有目的の債券	299,987,835	299,970,000	△ 17,835
③　貸付金	9,096,988,540,522	9,968,057,468,722	871,068,928,200
④　長期借入金	(9,096,988,540,522)	(9,968,057,468,722)	(871,068,928,200)

(注)　負債に計上されているものは、(　) で示しております。
（注１）　金融商品の時価の算定方法
①　現金及び預金
現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
②　有価証券
債券については、日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値によっております。
③　貸付金
貸付金のうち、保険契約者貸付については、当該貸付けを解約還付金の範囲内に限るなどの特性、平均貸付期間が短期であること及び金利条件から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額によっております。
また、貸付金のうち、公庫公団等貸付及び地方公共団体貸付については、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。
④　長期借入金
株式会社かんぽ生命保険からの借入れであり、対応する貸付金と同一取引条件であることから、貸付金の時価と同額としております。
（注２）　預託金（貸借対照表計上額59,058百万円）は、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、金融商品の時価開示の対象とはしておりません。
2．再保険契約に係る注記事項
⑴　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第26条第７項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険責任準備金の額：
53,862,078,321,470円
⑵　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第28条第２項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金の額：
688,860,992,918円
⑶　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第29条第３項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険契約者配当準備金の額：
1,989,994,831,583円
なお、再保険契約に基づき、再保険先が再保険配当について積み立てている契約者配当準備金のうち、上記準備金相当額への未割当額は1,767,823,202円です。

Ⅲ．損益計算書関係
再保険契約に係る注記事項
1．独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第26条第７項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険責任準備金の戻入額：
5,915,549,817,514円
2．独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第28条第２項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金の戻入額：
121,142,630,690円
3．独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第29条第３項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険契約者配当準備金の繰入額：
190,098,495,269円

Ⅳ．キャッシュ・フロー計算書関係
1．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳
現金及び預金　287,954,679円
資金期末残高　287,954,679円
2．委託会社との主な相殺取引に係る説明事項
契約者等との保険料収入、保険金支払及び貸付金等に係る取引について、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号）第16条に規定する再保険契約及び同法の規定に基づく借入金に関する契約により、株式会社かんぽ生命保険との間で同額の債権債務及び収益費用が発生し、互いに相殺される仕組みとなっております。
このため、上記の取引については、キャッシュ・フローは生じません。

Ⅴ．行政サービス実施コスト計算書関係
引当外退職給付増加見積額は、国からの出向役職員に係るものであります。

Ⅵ．重要な債務負担行為
該当事項はありません。

Ⅶ．重要な後発事象
該当事項はありません。